

平成30年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年7月19日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それでは、ただ今より、平成30年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくお願いいたします。

まず初めに、今年度の本審議会で、多田委員が最初のご出席になりますのでご紹介をさせていただきます。

民生委員児童委員協議会ご推薦の多田敦子委員でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料ですけれども、資料23から27までの6件の資料を送らせていただきました。机上に差替えの資料を3件置かせていただきました。そのまま差替えをしていただきたいと思います。まず、資料の24の差替えでございます。資料24の別紙で予防接種の特記事項をつけさせていただいたのですが、システム改修の業務委託の特記事項をつけていません。それが別紙1に入りますことで、以前送った別紙1がそれぞれ2以降に繰り上がった別紙になってございます。大変申し訳ございませんでした。差替えのほうをお願いいたします。

また、資料25の「健康ポイント事業」につきましては、全般的に文言整理をさせていただきます。そのまま差替えをお願いしたいと思っております。また、資料27でございますけれども、アンケート業務の中で個人情報を取り扱う部分の記載を修正してございます。後ほど、説明の中でご説明したいと思っております。

以上、3点の資料を差替えをお願いいたします。

続きまして、添付資料を一通り確認させていただきます。まず、資料23の添付資料ですが、資料23-1と、参考の23-1から23-3まででございます。それから番号が少し前ですけれども、資料16には資料16-1がついてございます。資料24には、資料24-1から資料24-3まで、そして資料25には資料25-1から25-4、参考資料といたしまして25-1がついてございます。また、資料26の添付資料ですが、資料26-1、資料26-2、そして参考資料として26-1とついてございます。資料27には添付資料はございません。

資料については以上でございます。過不足等、ございませんでしょうか。

【会 長】 説明者は必ず資料とか別紙を使うときは指摘するように、事務局のほうで指示し

てください。

【区政情報課長】かしこまりました。

【会 長】それでは諮問報告事項に入ります。

本日も、説明される方は資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようにご協力をお願いいたします。

では、まず資料23「特殊詐欺根絶対策事業案内チラシ等の封入封緘業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。どうぞ。

【安心・安全対策担当副参事】それでは、資料23「特殊詐欺根絶対策事業案内チラシ等の封入封緘業務の委託について」、ご説明申し上げます。

資料にございますとおり、本件の事業につきましては、先日の区内4警察署の65歳以上名簿の外部提供について、ご承認をいただいたところがございます。しかしながら、本件外部提供に先立ち行われますポスティングについて、若干、前回の個人情報保護審議会での指摘を受け検討し、外部提供する先やポスティングする部分、また費用の部分、区民からの声、前回のオプトアウト手続については、電話のみの受け付けでございました。今回、ポスティングの部分を警察官ではなく、全て郵送で送り、また、オプトアウト手続のほうも郵送で受けるという手続にしたものですから、今回、この封入封緘という業務が生じたので、この委託について報告するものでございます。

委託先につきましては、プライバシーマークの使用許諾を持っている企業の中から、現在、見積もりをとって選定中でございます。また、委託に伴い処理させる情報事項につきましては、氏名、住所を紙にて行う予定でございます。

資料1を見ていただければと思います。この事業についての流れを簡単に説明させていただきます。まず、区におきましては、チラシのデータを委託業者に作成してもらいます。また、併せまして、参考1と参考2にございますけれども、参考1のチラシと参考2のチラシ、また、併せて送信用の封筒、返信用の封筒を業者に作成させます。業者が作成した後、この参考1と書いてある資料につきましては、区に戻していただく予定でございます。この上の「回答」と書いてあるところがございますが、これを区に戻させまして、こちらにつきましては、区におきまして住所と氏名を印刷する予定でございます。こちらを印刷して、また業者に返しまして、業者のほうで封入封緘をして、それを郵便局に持っていくという作業の流れになります。

委託に伴いまして、情報対策としましては別紙についてありますとおり、特記事項を付記しまして、持出しの厳禁、適正な管理、複写等の禁止、個人情報を取り扱う従事者の指定、監査

などを設けまして、この個人情報の取扱いの徹底を図るところでございます。

以上、雑駁ではございますが、本事業の説明の報告を終わらせていただきます。

【会 長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】前回の審議会で、提供そのものに関しては、必要性、相当性ということに問題があると指摘しましたけれども、その前段階のオプトアウト手続の手法を改善されたい受け止めました。

ちょっと伺いたいのですけれども、参考23-1と2を拝見すると、オプトアウトの手続として、このチラシを確認した上で回答書を返信用封筒で送るパターンと、回答書をファクスするパターンというのは分かるのですけれども、前回あった電話でのオプトアウトについては、ここには明記されていないようなのですけれども、もし、電話でのオプトアウトも予定しているのであれば、それは当然書くべきですし、予定していないのであれば、これは電話という形で、ハードルが低い方法でオプトアウトしたほうがよろしいかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】チラシの一番下、裏側になります。資料2の参考2の裏側の下に、一応、赤字下線で「電話によるご回答も受け付けております」と書いておりまして、電話番号を記載しているところがございます。こちらのほうで対応させていただきたいと考えているところがございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、これは一番下に書いてある「不明な点があったら連絡ください」という、この電話番号に電話をすればよいということなのでしょうけれども、ここの電話によるご回答には、この同一の番号でよろしいのかどうかということがあると思うので、そこは少し分かりやすいようにしていただいたほうがよろしいかと思えます。

それともう1つ、前回のポスティングによるオプトアウトの際に、今回ついていたような特記事項というのは、特になかったように思うのですけれども、前は特記事項なしで、今回は特記事項ありにした理由というのは何でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】前回につきましては、行政機関同士の契約でございまして、協定書という形で投函の協定書、12-2-1がございました。これが警察署との間の特記事項となりますけれども、通知書の投函に関する協定ということで行ったところがございます。

しかしながら、今回は民間に対する委託でございますので、このような特記事項になったところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。川村委員。

【川村委員】まず、外部提供については、前回、反対ということで表明したとおり、そこからの認識は変わるものではないのですけれども、それは6万7,000人という名簿を提供して効果がどれだけあるのか、一旦漏えいした場合に、取り返しがつかないということで反対したわけですけれども。今回、ポスティングについて、業務委託の部分について、警察に業務委託するというのはどう考えてもおかしいと。百歩譲っても郵送ということを検討したのかということで指摘させていただきましたけれども、今回、郵送という形にはなりましたので、前回、こういったところも含めて4人の委員の方が反対ですとか、また、1名の方が棄権というところを受け止めて、検討していただけたのかなと思っております。

先程、業務委託の内容についてこのような形を変えましたということですが、警察に業務委託するという点について変更したというところ、もう少し詳しく検討の内容について、また、予算がなかなか割けないというお話もありましたけれども、恐らく郵送にするということで、費用もかかるというところで、どれだけの費用がかかって、どういう判断で変えることになったのか、この点について伺いたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】ご説明いたします。前回の審議会を受けまして、7月の下旬に危機管理担当部で検討いたしました。そのような中で、今、委員のご指摘があった点、また、反対が4件あった点を検討いたしますとともに、電話で受けるという部分についても、検討いたしました。その中で、電話についてはこの外線を外線に振り分けていくという措置と、課内で受ける体制をつけるということを検討していたのですけれども、やはりいろいろなチャンネルを使ってオプトアウトの手続を受けようではないかという検討があったところでございます。

このような検討を受けまして今回の形となりまして、予算の部分につきましては、現在、どこからどのようにするかというところは考えているところでございますけれども、そのような流れで今回のオプトアウト手続の変更につながったところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】今のお話の中なのですけれども、まず、外部提供をする先と業務委託する先が同じという事例というのは、この間、個人情報保護審議会でこういう事例の中ではなかったと思うのですけれども、その点での検討といいますか、受け止めというのはどのようにされてきた

のか。

また、この間、対象者の多いような業務委託というところでは、ほぼ郵便ということで対応してきたのだとは思うのですが、なぜ初めに警察という業務委託にしたのか、その判断についてもお伺いしたいと思います。

【会 長】経過で簡単に答えていただいていると思うのですよね。あまりそこで過去の経過へ突っ込んでいってもしようがないので。とにかく、皆さんが理解できるというのを簡単に説明してください。

【安心・安全対策担当副参事】警察官にポスティングをお願いするという部分ですが、アウト手続を万全にするため、確かに1回目にかけてときは広報だけでございました。それを全部に周知するという中で、ポスティングを警察官にやっていただくということは、警察官の街頭活動も強化に繋がる、また、警察のほうでも受けるといったことから警察官をお願いして、その街頭活動強化によるその他犯罪の副次的な効果も狙って、このような形になったところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】街頭活動の強化というところなのだと思いますけれども、今、個人情報保護審議会の議論ですので、やはり個人情報保護という観点から、外部提供するところと業務委託するところが同じというのは、一般的な区民の感覚からすると、ちょっと理解が得られないところだと指摘をした中で変更されてきたのだと思います。これは区政情報課のほうに伺いたいのですが、今回、郵送に変えたということは評価するのですが、業務委託と外部提供先の関係というのは、今回の事例で、今後何か教訓とするようなものはあるのでしょうか。

【会 長】外部提供と業務委託は分離しないといけないとか、何かありましたか。事務局、お願いします。

【区政情報課長】基本的に外部提供と業務委託の違いといいますと、業務委託はあくまでも区の手足といいますか、区の指揮下で業務を行っていただくという位置づけで、リテラシー的に第三者提供する先と業務委託をするような部分について、いろいろ印象をお持ちの事象というのはあるのかなとは思っておりましたが、そういった不安を払拭するために協定書も分けまして、別人格として契約を結ぶという体制を、前回の案ではさせていただいたところでございます。

また、委託先と外部提供先という意味では、今回、警察というところについてはかなり信頼性といいますか、目的外の利用の恐れも少ない相手先ということも前提としてございましたの

で、前回の判断が必ずしも間違っていたという認識は現時点でもございません。

ただ一方、副参事がご説明いたしましたとおり、回答のチャンネル、意思の出しやすさというところから、今回検討をしたというところがございます。

【会 長】川村委員、どうしても議論が、前の外部提供そのものの審議に戻りそうな気がするのですよ。それはもう終了していますので、今日のポスティングではなくて郵送業務の委託だけについて、意見かご質問があれば言ってください。それでなかったら拒否しますから。

【川村委員】拒否というのは穏当ではないかと思うのですが、私は業務委託のことで質疑しているわけで、外部提供の是非については一番はじめに申し上げたとおりです。その業務委託についての判断についてお伺いしているわけなので、拒否というのはいかがかなというふうには思います。

業務委託のことについてお伺いするわけで、今回ポスティングから郵送ということですが、ポスティングの場合、届かないところについてどうするのかと、前回お伺いしたところもあります。その場合、届かないところについては、警察が届けられないところはオプトアウトの手続からいって、そこは情報提供についてしないよというお話だったかと思います。

今回、郵送ということですが、届けられないところもあると思います。例えば目が見えない方ですとか、認知症の方ですとか、お返事をどういう形ですか、というところもあるかと思います。そこら辺は様々なチャンネルで、お返事がいただけるようにしていかなければいけないと思うのですが、そこら辺での検討というのは、どのようになっているのでしょうか。

【会 長】郵送以外の方法の話です。郵送で効果がない人の対策とご理解いただけますか。

【安心・安全対策担当副参事】目の見えない方とか郵送で効果がない方については、関係団体のほうに協力をお願いしているところでございます。また、民生委員のほうにも説明を始めていますし、庁内各課をお願いして、関係団体の方にこのような事業があると、そういう方でケースワーカーのほうで回っていただいたときに、周知いただくような措置をとっているところでございます。

【会 長】その周知のために名簿を渡すわけではないの。

【安心・安全対策担当副参事】ないです。このチラシのようなもので周知します。事業の説明とオプトアウト手続の説明をしているところでございます。

【会 長】高齢者の方には、こういうことをやっていますよということを徹底してくださいね、という程度の話。

【安心・安全対策担当副参事】そうでございます。

【会 長】ほかに何かご質問は。川村委員。

【川村委員】今、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、郵送で届かない方については、物自体が届かないという形で返送されてくると思うのですけれども、この方についてはどのような手続になるのか、もう1回お願いします。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】先日、警察官のときで説明したのと同じとおり、届かない方については提供いたしません。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。もう1つ、65歳以上の方で事業の6万7,000人の方にご案内するということでは、事業に関心がない方にも効果を行き渡らせるためだということでした。

忙しいとか開封しないとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、みずから郵送しないのか、それとも内容を見ていなければ、郵送するということもされないわけかもしれないのですけれども、いろいろな理由で返送しない方について、例えばその方は外部提供の事業の中では、警察の方が訪問にはいらっしゃいますよね。そういう方に訪問されたときに、訪問についてその事業に対してのご理解が得られないとか、私はそういったものについては対応できませんという事象というか、状況も起こり得るかと思うのですけれども、そこら辺はマニュアルにもありましたけれども、どのような対応を想定されているのですか。

【会 長】済みません、それは封入封緘業務の話ではないのではないのですか。それは前回の議論で済んでいる範囲のお話なので。今日は封入封緘業務を委託するかどうかについて、どういう問題があるかご質問を。なければ意見でも言っていただいて、もう質問もやめていただきたいなと思います。何か言いたいことがあるのだったら、もう、ご意見に変えてください。

【川村委員】運営のあり方について、外部提供の問題について、私は郵便がされたときのこういう状況が起こり得るけれどもどうなのかというふうな、まさにそのオプトアウトの手続にかかわって質問しているわけであって、会長の今の発言というのは、私はどうかと思います。

【会 長】発言を記録しておいてください。それで構いません。何かご意見があれば、ご意見をお願いします。質問はやめてください。

【川村委員】今の個人情報を扱うという大事な質疑、特に毎日新聞等々でもそうでしたけれども、新聞紙上でもこの問題というのは、全国紙にも載るような非常に関心のある内容となって

いる中で、私は外部提供の問題ということで、質疑を今のような形でさせていただいているのですけれども、やはりしっかりとした質疑をしなければ、本来納得を得られるような事業でも区民の方も納得を得られないと思いますし、この審議会の審査のあり方というのも私は問われていると思いますので、それは意見として申し上げたいと思います。

【会 長】封入封緘業務についての意見はないのですか。

【川村委員】もういいです。

【会 長】ない。はい、結構です。ほかにご質問かご意見ございませんか。ひやま委員。

【ひやま委員】今回、ポスティングから郵送という形、そして FAX でもそれを承るということで、回答のチャンネルを増やしたということで、これは一定の評価ができると思います。

1つ確認の意味でお聞きしたいのですけれども、FAX で回答をいただくという場合に、このチラシにある番号が FAX 番号ということになると思うのですけれども、この FAX の状態をお聞きしたいのですよ。要するに、多分、これは危機管理課の直通の FAX だと思うのですけれども、ということは、これはこの回答以外にも当然、この FAX 番号は利用されているのかなと思うので、そのところはどのようなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】委員、ご指摘のとおりでございます。その他にも使われているところがございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】6万7,000件、郵送されて、郵送で返してくる方は多いとは思うのですけれども、中には相当数 FAX で返してくるケースもあるかと思うのですよ。要は、FAX の状態で資料にありましたような形で、この用紙が FAX してそのまま送られてくるわけですので、やはり1つ危惧するのは、個人情報在那里で何か紛れないかなと思うのですね。ほかのとも一緒になってしまう、もしくはそこに1人、例えば共有で使っていると、いろいろな FAX がそこに入ってくるので、相当数の数が入ってくると多分混乱するのかなというところはありますので、その辺はどうでしょうか。

【会 長】ご説明どうぞ。

【安心・安全対策担当副参事】一応、本事業におきましては、危機管理課内で情報共有をしているところがございます。この回答書についても、危機管理課内で分かっているところがございますので、こちらのような FAX が届いた場合には、また、FAX は私の担当の近くにありますので、必ず私のところに置いていただくように、お願いしているところがございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】そういう形でせっかく回答書が来て、それがどこかに紛れ込んでしまったという。本来ならば、受け専用のFAXを1台設置するのが正しいのかなと思うのですがけれども、その辺もまた、もしご検討いただけるのでしたらいただくような形で、個人情報についての保護をきちんとやっていただければと要望します。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】いろいろなところでご協力いただくと言っていましたけれども、このチラシは、町会とかそういうところで、こういう事業をやっていますというのを掲示板とかにはお貼りになりますでしょうか。まず1つ。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】一応、こちらとは別に町会のほうのお願いと、民生委員のお願いのチラシを作っているところでございます。こちらの黄色い腕章の部分は、委員ご指摘のとおり、なりすましの防止のためでございますので、この腕章が広く知れ渡るようなことのないよう、ここを抜いたようなチラシを今、お願いしているところでございます。

【鍋島委員】掲示板等に貼ってくださるのですか。

【会 長】そのとおりでございます。

【鍋島委員】というのが、今、認知症とか、いろいろありまして、幾ら届いてもそれがよく分からない人が増えております。それで、やはり周りの人がこういうことをそういう方に「何か来ているんじゃない」とか言ってあげないと、何もしない方が増えていきますので、こういう大事なことから、それはきちっとしてあげてほしいと思います。

【会 長】ご理解いただけますかというだけのことですね。ご意見として承る。

【鍋島委員】うちの方に、警察でこういうのを持って、見回りに回ってくださっています。これが来ると警察だと分かるのです。留守でも入れておいてくださるのですけれども。悪質商法と紛れないように、本当に対策をよろしくお願いします。

【会 長】分かりますね。では、それもご意見としてお聞きいただくということで。ほかにご質問かご意見ございますか。伊藤委員。

【伊藤委員】先程のFAXの話がありましたけれども、このFAXの機器がどうなっているのかというのがちょっと気になっていまして、電話はそこにあるのですけれども。例えば、最近のFAXはデータでも受信できたりして、先程のお話だと紙を使ってやりとりするようなイメージだったのでけれども、確かに紙だとなくしてしまったり、紙が切れたりというのがあって、そう

いう状況だと受けられないという話になるとは思うのです。そういうときにデータだったらそういったミスが少なく済むのかなという気もしたのですけれども、今のFAXというのがそもそもどうなっているのかというのを教えていただけますか。

【会 長】どうぞ、説明してください。

【安心・安全対策担当副参事】委員のご指摘は、FAX が普通のものであるかというところでございますか。一応、受理専用のFAX機でございます。ほかの電話が繋がらないようなところでございます。

【会 長】伊藤委員、よろしいですか。

【伊藤委員】多分、紙が普通に出てきて、紙が切れたときはとれないという感じなのかなと思うのですけれども。ちょっとその辺が、そういうオペレーションになっていると、とりこぼしがあるのかなという可能性もあり、なくしてしまう、紛れてしまうという話もあったと思うのです。最近のFAXだとデータで受けられるものがあるので、私は、FAXはデータでとっているのですけれども、そっちのほうがこの個人情報を扱うときにやりやすいというか、問題が少なく済むような気がしたのです。そこがどうなっているのかというのが気になって。今、ではFAXを買いかえてくださいというのは難しいと思うのですけれども、今後、もしこの番号を専用でとるとかそういう話になったときは、FAX自体にデータをとるという場合もありますし、インターネットでデータをとるというよりは、そっちのほうで安全だと思うのですけれども、そういった管理の方法というのもやっていただけると。今回、特に膨大な個人情報がもしかしたら来るかもしれないので、そういう処理があったらいいのかなというのは、意見としてお伝えできればと思います。

【会 長】今のご指摘は区全体の問題のようなので、事務局のほうで何か考えられることがあれば、この場ではともかく、本日の議題とはちょっと別にご検討いただいたほうがいいですかね。意見として引き取ってほしいです。よろしいですね。

【区政情報課長】いろいろ最新があって、例えば紙がなくてもデータがたまっているようなものなど。紙を補充したときに、また、プリントアウトするというのは、多分基本の機能としてあると思うのですが、デジタルデータとして残す機能があるかというのは、ちょっと把握をしていませんので、その辺の把握も含めて検討します。

【伊藤委員】残ると後でとれるから。

【区政情報課長】はい、確認はさせていただきたいと思います。

【会 長】そういうものがあればね。検討されたらいいと。

では、それはそれとして。ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。どうぞ、川村委員。

【川村委員】先程、意見ということで言い忘れたことが1つ。協定のお話がありました。公的機関ということで、警察だから信用するというお話もありましたけれども、私ども申し入れたときも記載したのですけれども、やはり新宿警察署でも暴力団関係者に捜査情報が漏えいとか、あるいはこの審議会場で、私も申し上げたことがあるのですけれども、私自身も選挙はがきの個人情報漏えいしましたというのを、日本郵便から連絡いただいたことがあります。ですから、公的機関だからというお話がありましたけれども、そういう認識で、万一ということがあるわけです。ですから6万7,000というお話もしたわけですが、やはりここでは個人情報保護という観点で審議して、区民の方も納得していただかなくてはならないと思います。私はそういう個人情報を扱っていく上で、万一ということを前提に認識して対応していかなければ、実際そういう事象というのは起こっているわけですので、私はそういったことについて、慎重に判断していくべきだと指摘をしたいと思います。

【会長】私は、外部提供というのは、外部に個人情報を提供して、その提供先が自由に使うことを認めている場合だと思うのですよね。業務委託というのは、同じように個人情報をある程度提供するのだけれども、業務が決められていて、向こうで自由に使えるものではなくて、一定業務、審査した業務範囲でもうちょっと限定された意味で使っている場合です。両方引っかければ、両方この議題に上げないといけないと思うのですよね。多くの場合、外部提供と委託とが2件くっついて出てくると思うのですよね。だから、外部提供と業務委託は一緒というのも。別のところに業者が多いかもしれないけれども、本来、特別のことでなければ外部提供というのは、同じところへ出すにも、何らかの業務委託はくっついているのだと思うのですよね。だから、それは同じところでいけないということになると、外部提供そのものがおかしくなるのですよね。外部提供をして、業務委託の委託契約をするということではなくて、仕事を委託しないと意味がないですよね。外部提供して使ってはいけないよ、みたいなことでは、しようがないので。そういう問題ではないのかな。

【三雲委員】今、おっしゃった件については、つまり外部提供がまずあって、そのためのオプトアウト手続をしようとしたときに、そのオプトアウト手続をどうしようかというところで、最初は警察にポスティング用のデータもお渡ししてポスティングをしてもらって、そういう業務委託をしようとしたわけですね。警察だから大丈夫だろうと私も思っていますけれども、もし、これが例えば民間の事業者に外部提供しようという場面において、オプトアウト手続を

同じ民間の事業者に業務委託したときには、当然、その民間の事業者としては自分の事業を進めていくためには、より多くの個人情報を手に入れたいということはあるわけなので、その前段のオプトアウト手続において、さぼればさぼるほどオプトアウトする人が減るわけなので情報を得られるわけですよ。そういう利益相反的な関係があるのではないかということで、前回、指摘いたしました。

【会 長】分かりました。問題は分かりました。もうそれ以上、議論する気はありません。そういうことで、分離して考えることに意味があるということ。

ほかに、ご質問かご意見、ございますでしょうか。どうぞ、田中委員。

【田中委員】前回、多くの問い合わせやトラブルが発生するのではないかと自分は思いまして、反対ということにしましたが、被害が多いということですか、深刻だということはもちろん理解していますし、今回このように変更したことについては、前向きに受け止めていきたいと思っています。どのように改善されたかということについては、今後、報告をしっかり受けたいと思っています。

以上です。

【会 長】これ、前回に、年度末に報告してもらおうとかいうことにしてありますよね。とにかく、一度やってみていただいて、どういう問題が起こるか分からないので、ぜひその年度末の報告をしっかりやっていただきたいなと思います。それでよろしゅうございますか、田中委員。

【田中委員】はい。

【会 長】よろしいですね。とにかく一度、どういうことになっていくのかご報告いただきたいと。

ほかに何かご質問ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、一応この業務委託は報告なので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということにいたします。ご苦労さまでした。

次に、資料16「新宿区立新宿スポーツセンター指定管理者に係る登録内容の変更について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【生涯学習スポーツ課長】「新宿区立新宿スポーツセンター指定管理者に係る登録内容の変更について」、ご報告をいたします。

まず、事業の概要をご覧ください。事業内容のところでございます。スポーツセンターの指定管理、業務自体、指定管理者が行うことにつきましては、本審議会でご報告をしている

ところでございますが、平成28年4月に、現在の指定管理者による指定管理開始となりました。併せまして教室事業の保険会社に変更になっております。その保険会社の変更に伴いまして、教室事業参加者のけが等による保険金の請求時に、新たに2項目の情報、生年月日と親族関係というところが必要になったことから、指定管理者が教室参加申込書の様式を変更してございます。恐れ入ります、資料の16-1、こちらの教室の申込書をご覧いただきたいと思えます。

赤丸がついてあるところが、保険会社の関係で今回、28年からの指定管理者が追加をしたところございまして、従前は都度確認をしておりましたが、これを最初から盛り込んでいるという作りになってございます。

恐れ入ります、本文のほうにお戻りいただきまして、こちらの件名「新宿区立新宿スポーツセンター指定管理者に係る登録内容の変更について」と書いてあるペーパーをご覧いただければと思えます。

まず、指定管理者の名称でございます。平成28年4月から新宿スポーツコミュニティ共同事業体ということで、共同事業体ということで、3社で構成してございます。日本管財株式会社、株式会社東京アスレティッククラブ、ヒューマンアカデミー株式会社、3社ともプライバシーマークを取得しているところでございます。

指定管理者が取り扱う個人情報の業務、記載のとおりでございます。また、指定管理者が取り扱う個人情報の項目、こちらにつきましても記載のとおりございまして、今回、追加項目といたしまして下線が引いてある部分、生年月日、親族関係、続柄、参加者が18歳未満の場合に限るといふ、この部分を追加するものでございます。ほかの内容、記載のとおりでございますが、基本協定に特記事項として付している内容を基本として、ここに書いてございます。裏面のほうもご覧いただきまして、運用上の対策も特記の内容に即してございまして、システム上の対策、こちらは区から直接事業者に指示をしておるものでございます。事後報告という形になってしまいましたが、報告をさせていただきます。

【会長】何かご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。ちょっと伺いたいのですけれども、保険金を請求する際に、こうした情報が必要になるということはあるとは思うのですけれども、そのかなり前段階というか、最初に教室に参加をする場面でこれらの情報が必要となる理由について、教えてください。

【会長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】こちらのほうは、私も前はなくても大丈夫だったものがということで聞いてみたのですが、ここの内容については教室事業にかける保険という、そういうパッケージの中でついているものということで、さほど詳しいところまでは分かりにくいところはあったのですけれども、基本的には参加する人の生年月日、続柄等が分かったほうが何かあったときの事故対応がしやすいと、そういうところかと思っております。

【三雲委員】保険金請求をしやすいというために、事前に教室主催者がこういった情報もあらかじめもらっておきたいということであって、必ずしも最初に保険を付す際に、保険会社に対して参加者の個人情報を保険会社にお伝えして、その中に今回追記されたこれらの情報が含まれているというわけではないということなのではないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】説明が分かりにくくて申し訳ございません。事業者には確認をしたのですが、保険金の請求のときに、ここが最初から分かっていたほうが保険金の内容としてはスムーズにいくという、そういう作りだったということなので、委員のご指摘のようにそれが少し後になる、確認をするのに手間がかかっても、これは後の取得でもいいのかという聞き方は私のほうでもしておりますが、保険会社のほうでこういう情報が事前に必要だというところを変えているというところで、あくまでも保険会社との関係性でこのように変更しているところと把握しているところです。

【三雲委員】事前というのは、保険金請求よりも前に保険契約を結ぶ段階で必要ということなのか、あるいは保険金請求をするときに、あらかじめこの主催者が知っているほうがスムーズだと、その程度の話なのではないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】事故の後でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件は報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料24「麻しん風しん抗体検査の実施に伴う保健情報システムの改修等について」であります。それでは、ご説明ください。

【保健予防課】それでは、資料24の2ページの事業概要をご覧ください。

区で現在実施している麻しん風しん対策は、予防接種法に基づく定期接種のほかに18歳以下の未接種者へは区独自事業で全額助成を行っております。また、19歳以上の区民へは風し

ん予防対策事業におきまして、接種費用の一部負担、一部を助成しております。

沖縄で発生しました麻しんの輸入感染と、そこからの感染拡大へ備えるため、麻しん対策強化としまして、本年8月下旬より麻しん抗体検査と予防接種を追加実施いたします。対象者は19歳以上の妊娠を希望する女性、その配偶者またはパートナー、麻しんまたは風しん抗体価の低い、妊婦の配偶者またはパートナーとなっております。

資料1をご覧ください。資料1は、抗体検査結果別の予防接種の種類を実際の事業の流れに沿ってお示したのものになります。

資料24-2をご覧ください。こちらですけれども、抗体検査から予防接種までの流れと、それに付随する個人情報保護対策を図示したのものになります。

資料24-3をご覧ください。こちらのほうは、区が実施する麻しん風しん抗体検査と予防接種を整理した図になります。次に、3ページから4ページのほうのご説明に移ります。麻しん抗体検査と予防接種の追加実施に伴いまして、保健情報システムに抗体検査の結果の入力欄を新設し、予防接種情報を取り込む機能を追加いたします。

区が行う個人情報保護対策としましては、契約書に別紙1、特記事項を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。委託先には、個人情報ではなくダミーデータで作業させ、実データは区の職員のみが取り扱うなど、個人情報保護対策の徹底を図ってまいります。

次に、4ページから6ページの説明に移らせていただきます。麻しん抗体検査と予防接種につきましては、新宿区医師会に加入している区内の各医療機関で実施されますけれども、事業を効果的かつ効率的に進めるために、区から新宿区医師会へ事業を委託しまして、区内の200以上ある医療機関での取りまとめを新宿区医師会にさせていただきます。委託先の新宿区医師会と、新宿区医師会に加入していらっしゃる区内の各医療機関では、検査票と予診票、また、各医療機関ではコンピュータによる個人情報の取扱いが発生することになります。

区は契約書に別紙2、3、4、特記事項を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記し、遵守させます。また、必要に応じ、区職員による立ち入り検査を行うなどの対策を実施してまいります。

委託先の医療機関には、コンピュータのウィルス感染予防対策、外部ネットワークへの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策、パスワード等を使用した情報アクセス制御等の対策を行わせます。

次に、7ページから8ページをご覧ください。委託先であります、新宿区医師会に加入して

いる区内の各医療機関の中には、抗体検査ができる設備が整っていない医療機関があります。このような医療機関は、抗体検査のみ再委託します。再委託先は、臨床検査技師等に関する法律に基づき、区長の登録を受けた衛生検査所であり、様々な医療に関する検査を行う専門機関である登録衛生検査所とします。

紙媒体及び再委託先のコンピュータでの個人情報の取扱いが発生いたしますので、先程と同様に契約に当たりまして、別紙3、4、特記事項を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記し、遵守させます。区は委託先から再委託先への情報の送付は電子媒体でなく、紙媒体で直接運搬するように指導し、それを徹底させてまいります。

ご説明の終わりになりますけれども、風しん抗体検査及び予防接種は、事業開始が平成26年4月1日でしたけれども、個人情報保護審議会への事前報告が漏れておりました。この度、麻しん抗体検査及び予防接種追加実施と併せての報告となりましたことをおわび申し上げます。

【会長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。

何もないようでしたら、こういう医療に関することでやったほうがいいのでしょうか。

これは、システムの改修については諮問事項で、承認するかどうかということです。それから、その他の業務委託については再委託もそうですけれども、報告事項として了承するかどうかということですが、両方とも承認と了承でよろしゅうございますか。では、本件は諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終了いたします。

よろしゅうございますか。次に、資料25「健康ポイント事業業務の委託（一部変更）等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【健康長寿担当副参事】平成28年度第8回本審議会において、健康ポイント事業の業務委託については承認されました。その後、プロポーザル方式による入札で株式会社NTTドコモに委託することが決まりましたが、委託先との調整の中で、本審議会において承認された内容から、委託先に処理させる情報項目が追加されましたので、その件と併せて再委託をすることについて、改めて付議させていただきます。

資料2ページをご覧ください。まず、事業の概要です。情報項目の追加としては、参加者の消費カロリーや歩行時間、歩行距離、歩行時間の算出のために必要な身長・体重・歩幅を、また、参加者の行動変容や事業の効果を検証するために参加動機、健康状況、事業への意見・感想を追加で委託先に処理させることで、より具体的な検証・分析が可能となります。事業参加による効果検証や、次年度以降の健康ポイント事業の取組み内容の検討の一助といたします。

また、委託先がNTTドコモに決まり、業務の体制が確定したことで再委託先が株式会社コプロシステム及びドコモヘルスケア株式会社の2社になりました。

NTTドコモとコプロシステム、及びドコモヘルスケアの事業実施体制に係る関係図は資料25-1をご覧ください。再委託する業務としては、コプロシステムは健康ポイント事業の参加者向けサービスの運営及び評価・検証、ドコモヘルスケアは健康マイレージシステムのサーバーの運用です。再委託の理由や具体的内容については、後ほど調査票でご説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。委託の一部変更事項についてです。変更事項は太字ゴシック体で記載した部分となりますので、こちらを中心にご説明させていただきます。委託先の株式会社NTTドコモは、登録電気通信事業者であり、電気通信事業法に基づき総務省の認定を受けた事業者です。委託に伴い、事業者に処理させる情報項目は記載のとおりで、太字ゴシック体で追加した項目です。追加した理由は、先程事業概要でご説明させていただいたとおりとなります。

資料4ページをご覧ください。委託の開始時期及び期限は、記載のとおりです。参加登録の受付業務はこちらに平成30年9月1日と記載しておりますが、最終調整の結果、8月27日に修正させていただきます。また、委託先が成績優良により委託を継続した場合、次年度以降も同様の委託を行います。

委託に当たり区が行う情報保護対策として、契約に当たっての特記事項として区と委託先については別紙1、委託先と再委託先については別紙2を付します。受託事業者に行われる情報保護対策としては、取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させるようにいたします。

資料5ページをご覧ください。続いて、申し込み受付等業務の再委託について、ご説明をさせていただきます。再委託先は冒頭にご説明させていただいたとおり、表記の2社となり、それぞれプライバシーマーク等を取得済みです。

再委託理由としては、コプロシステムについては、健康ポイント事業の業務が多岐にわたることと、申し込み経路も複数にわたるため、総合調整及び進行管理を行う委託先であるNTTドコモの実働部署であり、専門ノウハウを有する事業者への再委託により事業の効率化を図るためです。コプロシステムについては、表記のように業務遂行に十分なスキルを要する企業です。

続いて、ドコモヘルスケアについては、委託先が展開する健康ポイント事業のスマートフォンアプリが、ドコモヘルスケア社が提供する健康マイレージシステムを使用しているためです。

NTTドコモとコプロシステム及びドコモヘルスケアの事業実施体制に係る関係図は、先程お示しした資料25-1のとおりです。

資料6ページをご覧ください。続いて、再委託の内容についてです。コプロシステムについては、健康ポイント事業の参加者向けサービスの運営として、参加登録の受け付け及び新宿区用健康マイレージサービス及び新宿区用管理システムの運営・提供、通信機能つき歩数計利用の参加者データの登録及び歩数計の発送、アンケート管理、景品発送及び評価・検証を再委託します。また、ドコモヘルスケアについては、健康マイレージシステムのサーバーの運用を行います。なお、対象者については紙台紙が50人と記載していますが、最終調整の中で100人に変更しましたので、修正させていただきます。

恐縮ですが、5ページに戻り、資料中ほどをご覧ください。以上のような業務の再委託に伴って、再委託先の業務に処理させる情報項目については、記載させていただいた項目となります。

続きまして、個人情報の取扱いについてです。平成29年度第8回の本審議会において、本健康ポイント事業はアプリと紙台紙によって、歩くことやその他の健康行動にポイントを付与することとご説明しましたが、その後、プロポーザル方式による事業者選定により、事業者から提案があった通信機能つき歩数計利用によるポイント付与を追加いたしました。ただ今からポイント付与の方法別に、利用の流れと個人情報の取扱いについてご説明させていただきますので、通信機能つき歩数計については、その際に併せてご説明させていただきます。

まず、資料25-2をご覧ください。こちらはスマートフォンアプリ利用者の個人情報の取扱いです。利用の流れ及び個人情報の流れは、数字の①から⑭で記載させていただいていますが、特徴的な部分のみご説明させていただきます。

スマートフォンアプリを利用する参加者は、専用アプリをアップルストアあるいはグーグルプレイからダウンロード後、①アプリから利用登録を行い、その後はスマートフォンを持ち歩くことで歩数がカウントされます。それを各自で③アップロードすることで、健康マイレージシステムサーバーにデータが蓄積されます。また、参加者はスマートフォンからスマホブラウザ通信経由で②事前アンケート、④事後アンケートに回答していただき、このデータはコプロシステムのサーバーに格納されます。コプロシステムは⑤ドコモヘルスケアの健康マイレージシステムサーバーに格納されている参加者情報を照会し、自社サーバー内に格納されているアンケートの情報と突合せ、アンケートの集計分析や参加者の歩数の変化等の分析を行うことにより、事後の評価検証を行います。個人情報の保護対策としては、それぞれ赤字で記載した

対策がとられます。

続いて、資料25-3をご覧ください。通信機能つき歩数計利用者の個人情報の取扱いです。通信機能つき歩数計とは、歩数計に内蔵されているICチップと互換性のあるリーダーを経由して、利用者の歩数とIDを端末機器からアップロードして、健康マイレージシステムのサーバー内に格納することができるものです。アップロード端末としては、コンビニエンスストアのローソン等内に設置されているLoppi端末と、保健センター及び第二分庁舎の健康づくり課に設置するタブレット端末になります。

利用の流れ及び個人情報の取扱いは、数字の①から⑥に記載のとおりであり、特徴的な部分のみご説明させていただきます。参加者は①参加申込書を窓口を持ち込み、または郵送し、利用登録を行います。併せて、事前アンケートにも回答していただきます。②区は、参加申込書と事前アンケートの写しを、コプロシステム社内にいるドコモ社員に郵送します。このデータはコプロシステムのアンケート用サーバー、及びドコモヘルスケアの健康マイレージシステムサーバー内に格納されます。また、コプロシステムからは、参加者に対して⑥通信機能つき歩数計の発送と、参加者が個人PCから自己データの確認をするためのIDやパスワードの発行が行われます。参加者は、通信機能つき歩数計を持ち歩いて歩数をカウントし、それをLoppi端末や保健センターのタブレット端末にかざすことで歩数のアップロードが行われ、健康マイレージシステムサーバーに格納されます。個人情報の保護対策として、それぞれ赤い字で記載した対策がとられています。

続いて、資料25-4をご覧ください。紙台紙及び通信機能がない普通の歩数計による利用者の個人情報の取扱いです。利用の流れ、及び個人情報の流れは、数字の①から⑩に記載のとおりです。参加者の歩数データや基本情報は、健康マイレージサーバーには格納されませんが、それ以外は通信機能つき歩数計利用者と同様になります。

資料6ページにお戻りください。再委託に当たり区が行う情報保護対策は、記載のとおりです。電子媒体、紙媒体のデータともに、適切に管理及び保護されるよう、運用上及びシステム上の対策をとらせます。また、これらについては契約の際の特記事項や、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務に明記します。また、表記の各事項については、指導や証明書の提出、報告書等により確認をしていきます。

資料7ページをご覧ください。再委託事業者に行わせる情報保護対策としては、コプロシステム、ドコモヘルスケアに共通して記載のとおり運用上の対策、システム上の対策をとらせます。加えて、コプロシステムについては参加申込書やアンケートの回答などの紙媒体の情報

を取り扱うため、さらに記載のような対策を行わせませす。

説明は以上です。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございました。ちょっと伺いたいのですけれども、アプリでもって情報を収集する場合、普通、アプリを端末にインストールするタイミングで約款が表示されたりして、そういったところに個人情報の取扱い。これは今、ここで議論しているのはまた別のものが、恐らく表示されてくると思うのですね。多くの場合には、そういった収集したデータをどのように取り扱うかということと、場合によってはグループ企業であるとか、あるいは関係する委託先に、情報提供を第三者提供する可能性があるということとか、さらには匿名加工をするということについても記載があったりするのですけれども、今回そういった点について、これはドコモヘルスケアあるいはNTTドコモだと思うのですけれども、そちらとの間でどういう約款になるかについては確認されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】承知いたしました。約款につきましては、まず、アプリですけれども、ドコモヘルスケア社のアプリが「わたしムーヴ」という基本アプリがございまして、そちらをベースに新宿区としての健康ポイントアプリにいたしますので、その「わたしムーヴ」を利用するという、そちらについての約款を併せてやるという形になっております。また、個人情報等の取扱いについてもそちらに記載されております。また、併せて今回この健康ポイント事業を利用するというので、健康ポイント事業の利用規約についても、お知らせさせていただくという形になっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】「わたしムーヴ」というアプリの約款の中に、ドコモヘルスケア社が関係会社であるドコモであるとか、あるいはNTTドコモグループのほかの会社であるとか、あるいはそこと取引関係のある第三者、そういったところに第三者提供する場合がありますとか、あるいは取得した個人情報についてはそのまま提供しないにしても、匿名加工した上で利用することがあるとか、そういったことが記載されていることもあり得るかと思うのですけれども、その点はチェックされているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】匿名をした上で利用することがあるということは確認しているのですけれども、他社への提供については、まだ約款をきちんと確認していないのですけれども、ド

コモ社とお話をしている中では他社への提供はないものにした。あと、他社のサービス誘導等もない形にしたいというふうには、ずっとお話をさせていただいております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】当然、同意をした上でそのアプリを使われるので、個人情報保護法上は同意があるものとして扱われるのでしょうけれども、ただ、区の事業に附随してそういった情報提供がなされるわけなので、個人情報という形で第三者提供できていくという方向に誘導されないようなチェックはしていただきたいと思います。

【会 長】よろしいですか。意見を理解したということですか。

【健康長寿担当副参事】理解いたしました。ドコモ社のほうに確認させていただきたいと思えます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】歩数アップロード用端末について伺いたいのですけれども、L o p p iの場合は別なですけれども、タブレット端末を使うと思うのですけれども、これを実際に使う人がいたとして、多分、ログインを押しているいろいろな情報が出てくると思います。これはよく銀行だったら、カードを入れたらカードが返ってきて強制的にログアウトされる仕組みがあるのですけれども、これは1回ログインしたときにログアウトするような仕組みというか、そういった注意がなければ、次来た人がこの人はこういう情報だというのが、分かってしまうと思うのですけれども、その辺の対策というのはどうなっていますか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】通信機能つき歩数計をタブレット端末につけますと、ご本人のデータが載っているマイページというものが表示されるのですけれども、こちらは終了後、その画面を再度タップするか、あるいはそこから離れると数秒後、数秒が2秒なのか3秒なのかまだ確認していませんが、数秒経過後に自然にログアウトされて、ほかの方には見られなくて待ち受け画面になると確認しております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。数秒で実際に切りかわればよいと思っています。

あと、もう1つ、スマホブラウザ通信というのがあって、アプリを使うのかスマホブラウザを使うのかで、多分、通信機能つき歩数計を利用した場合は、今の仕組みでいけると思うのですけれども、タブレット端末で使える機能というのは、これ以外は使えないようになっていて、スマホブラウザは一切使わせないような仕組みになっているのですか。もしそれが使われたと

したら、そこでも誰かがログインをして、次の人が個人情報を見るという話にもなってくるのではないかなと思ったのですけれども。

【会 長】分かれば。

【健康長寿担当副参事】そこまでは確認はしておりませんが、通常、新宿区は保健センターの窓口のところに置く予定ですけれども、横浜市とか埼玉県なども先行しておりますが、埼玉県などの場合はロビーとかに普通に置いている、職員の目の届かないところにも設置しているものなので、恐らくほかのブラウザを使うということはできないように設定されていると思いますが、申し訳ございません、まだ直接確認はしていません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。これは結構重要な話だと思っていて、何もしなければブラウザを使える可能性がすごく高いと思うので、それを制限するのか、あるいはブラウザ自体は使ってもらっても構わないのですけれども、個人情報に関しては入力しないように注意をしてくださいとか、入力するにしてもログアウトしてくださいという。もし仮にそこから個人情報が何か問題があったとしても責任はとれませんということを、よく書いてあるところがあるのですけれども、何かそういう注意とか、ほかの埼玉の事例を確認していただいて。私はできる限り機能を絞ったほうが当然いいと思っているので、絞れば絞るし、絞れない場合はかなり注意を、端末にシールを張っておくぐらいやってもいいと思うので、ラベルとかを張っておいて、個人情報が端末に残ってしまう可能性があるというのはしっかり書いておくなり、対策をとられたほうがいいと思うので、ここはぜひ改善をお願いしたいと思います。

【会 長】よろしいですか。ご意見は聞いたということでよろしいですね。

【健康長寿担当副参事】はい、了解いたしました。確認させていただきます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了します。

次は、資料26「地域支え合い活動支援講座業務の委託（一部変更）について」であります。それでは、ご説明をお願いいたします。

【地域包括ケア推進課長】地域包括ケア推進課長でございます。「地域支え合い活動支援講座業務の委託（一部変更）について」、ご説明をさせていただきます。

まず、説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず資料26、こちら調査票でございますが、これが6ページまでございます。その後、26-1といたしまして、健康

調査の項目を今回追加させていただきたいと考えておりますが、こちらの調査項目を一覧にしたものをつけております。次は26-2でございます。今回の調査の追加におきます個人情報の流れ、これを一覧にしたもの、図示したものをつけております。最後に、参考の26-1といたしまして、実はこの地域支え合い活動支援講座業務の委託につきましては、本年度の第1回の本審議会におきまして、ご報告をさせていただきまして、ご了承いただいている事項でございます。その際の資料を参考としてつけさせていただいております。

では、説明に入らせていただきますが、その前に、資料26でございますが、誤字がございまして先に訂正をお願いできればと思っております。おめくりいただきまして3ページ、一番下に、委託に当たり区が行う情報保護対策がございます。ここの2番のデータ収集に当たってというところでございますが、「区が別途附番する調査用ID」とございます。この「附番」の「附」の字でございますが、「こごとへん」がない字が正しい字でございます。大変申し訳ございません。同じ誤字でございますが、おめくりいただきまして4ページ、受託事業者に行わせる情報保護対策の1番、ここにも同様の記載がございまして、「区が別途附番する調査用IDを使用させる」とございまして、これも同様の誤字がございます。大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

では、改めまして説明をさせていただきます。冒頭、申し上げましたとおり、今回の一部変更につきましては、今年度第1回の審議会でご了承いただいているものの一部変更でございます。では2ページをご覧ください、事業の概要からご説明をさせていただきます。

今回、第1回の審議会でご了承いただいた事業自体につきましては、7つの講座で構成をされております。これは参考の26-1に別紙としてつけてございますが、その中の1つ、子どもへの絵本の読み聞かせボランティア養成講座、この講座につきまして、今回一部変更したいと考えております。担当課、目的、それから対象者等については前回と変更ございませんので、ご覧いただければと思います。

事業内容でございます。1番、子どもへの絵本読み聞かせボランティア養成講座の概要でございます。これは参加者の認知症予防入り口といたしまして、読み聞かせボランティア活動の実施を最終目的としております。この講座終了後には、自主グループ化までをフォローするといったことを目的として実施するものです。

次の2番、追加する実施内容でございますが、こちらのボランティア養成講座の初回と、それから最終回でございますが、講座受講時に参加者の認知それから身体、生活機能に関する健康調査を実施したいと考えております。そして、これを分析し、その結果を利用対象者に還元

することによってこういった読み聞かせ講座、ボランティアに参加することの効果を実感していただきまして、活動の継続の動機づけをしたいと考えております。

3、委託業務の内容でございます。(1)から(3)までにつきましては、今年度第1回の本審議会の了承をいただいている事項でございます。(4)健康調査の実施と分析、こちらが今回の追加の業務でございます。先程申し上げましたとおり、委託期間中に2回、健康調査を実施いたしまして、その結果を分析して参加者本人に還元をいたします。対象者につきましては、年間20人を予定しております。

続きまして、別紙、業務委託のほう、ご説明をさせていただきます。保有課、それから登録業務の名称につきましては、ご説明差し上げたとおりでございます。委託先、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでございます。こちら第1回の審議会でご報告差し上げた内容と変更ございません。

次に、委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございます。まず、委託先に閲覧させる項目、上段の部分につきましては、第1回本審議会でご了承いただいている事項ですので、お目通しいただければと思います。次に、今回新たに処理させる情報項目を追加で書いております。これは資料26-1をご覧ください。こちらに両面で4ページにわたって記載をしており、お目通しをいただければと思いますが、例えば1ページであれば、中ほどでございますが「バスや電車を使って1人で外出ができるか」や「日用品の買い物ができるか」等々、ご本人の身体状況であるとか、認知に関するようなことをご本人からお申し出いただいて、ご本人に自記をいただくような形で、調査をさせていただくことを予定しております。これを講座の最終回に同様の調査を行いまして、これがどの程度改善したのか、あるいは向上したのかといったことを、ご本人にお知らせするといった予定でおります。

調査票のほうにお戻りいただきまして、この資料26-1の情報を収集する際には、まず氏名はこの委託事業者には収集をさせません。区が別途付番する調査用のIDを使用して、これを持ち帰らせることによって、分析等をさせるといったことを考えております。次の行に書いてございますが、氏名と調査用IDをひもづけるデータは区のみが保有することといたしまして、個人情報の保護をしていきたいと考えております。

次に、処理される情報項目の記録媒体、これは紙及び電磁的媒体を予定しております。基本的には紙で調査票を作りまして、これを委託先のパソコンで処理させるということから、電磁的媒体も使用いたします。先程申し上げましたとおり、個人を特定できる情報項目は記録・処理させないことといたしております。

委託理由につきましては、第1回の審議会でご報告差し上げたとおりですが、本委託先が専門的ノウハウを有しており、これを使うことによって、事業を効果的に進めるために委託をするものでございます。

次の委託の内容につきましては、先程事業の概要でご説明差し上げたとおりですので、割愛をさせていただきます。

次に、委託の開始時期及び期限でございます。委託自体は、実は7月1日から委託の準備をさせていただきますして、年度中に事業を行う予定でございます。ただし、今回追加をさせていただきます情報の実際の収集及び分析につきましては、講座が開始してからということになりますので、第1回の講座を行います平成30年10月15日からといった予定でございます。

次に、区が行う情報保護対策でございます。1番です、様々な事業で行っております特記事項を付すこと、それから2番、先程も申し上げましたとおり、氏名は収集させずに区のほうで調査用のIDを用意いたしまして、これによってデータの処理をさせます。そして3番に記載のとおり、調査用IDをひもづけるデータは、区のみが保管することといたします。また、5番に記載がございますが、毎年度の講座の終了後、紙帳票のものは区に返却をさせまして、区のほうで直ちに消去をするといったことを予定しております。また、事業者のほうで、パソコン内でデータの処理をさせますが、こちらについてはデータを消去させて、その後にデータ消去の報告書を提出させることと考えております。その他、6番から10番までございますが、情報は施錠できる金庫に保管をすること。また、業務を行う執務室から持ち出さないこと等々、様々な個人情報対策を講じております。

また、4ページですが、システム上の対策といたしまして、まず、委託先のパソコン、これは外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせます。また、ウィルス感染等がないように、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用するように指導いたします。

次に2番ですが、委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせること。また、3番ですが、パスワードを付してデータの暗号化をさせるとともに、フォルダへアクセス権を設定させるなどして、アクセス制御を徹底させます。さらに4番に記載がございますが、ログの監視ソフト等も導入させまして、情報漏えい等の事故防止対策を徹底するように指導してまいります。

最後に、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、こちらについては先程区のほうで行う情報対策と同様のものを、改めて記載しておるものでございます。こちら、区のほう

と事業者、双方でこの対策を徹底することによって、個人情報の保護を徹底してまいりたいと考えております。

最後に資料26-2をご覧くださいと思います。こちらが、ただ今申しあげましたデータ処理の流れを図示したものでございます。向かって左側が上に緑色の枠の中に区、薬王寺地域支え合い館とございます。こちらが区のほうで行うもの。向かって右側が、受託者である東京都健康長寿医療センターが行うものとなっております。

まず1番でございますが、事前の健康調査を行います。先程申しあげましたとおり、基本的には講座を受講される方に記入をしていただく、という形で収集を行います。ただし、体組成の検査を行います。これのみは体組成計を使うということで、あらかじめデジタルで測定をしまして、これをデータといたします。

②に進みまして、このデータを一旦、健康長寿医療センターのほうに持ち帰りまして、結果の入力、分析、出力等をいたします。そして、③でございますが、こういった状態であるのかといったことを講座の受講者に、まず冒頭で説明するといったことを行います。その後、④講座を受講していただきまして、その後、⑤、⑥、⑦と、①と同様の処理を行っていきまして、①講座の開始時に収集したデータと、講座の最後に行います自己の健康調査、この両者を比較することによって、どのような効果があらわれたのか、といったことを講座の受講者のほうに伝えてまいります。

そして最後に、⑧から⑩までがデータの消去等について記載をしております。まず、⑧につきましては先程申しあげましたとおり、パソコン内のデータ、こちらを事業者に消去させまして、報告書を提出させます。⑨、⑩でございますが、紙の帳票につきましては講座終了後、速やかに区のほうに戻させまして、最終的には、これを区で破棄するといったことで、個人情報の管理を行ってまいります。

【会長】何かご質問かご意見ございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。ちょっと伺いたいのですけれども、収集させる情報項目についてなのですが、今回この読み聞かせについては年間全21回という、かなり回数の多い講座と理解しています。そうすると、最初に登録をして事前の健康調査を受けた後、参加できる回数についても、それぞればらばらなのかなと思うのですね。例えば、21回全部出られる方もいれば、半分程度という方もいらっしゃる、ほとんど出られない方とか。そういうまちまちな参加状況については、当然のことながら、事後健康調査を取得した後の分析のためには、かなり有用な情報だと思うのですけれども、この点は収集はさせないのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】 これにつきましては、確かに、事後の分析の際にはその点大変重要かと思っておりますので、最終的な調査の際にはそちらのほうも事業者提供いたしまして、それも併せてご本人のほうに回答させるようにいたしたいと考えております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、この「委託に伴い事業者処理させる情報項目」のうち、「委託先に収集及び分析させる項目」については、参加の回数という情報はここには書いていないわけですが、追加されるということによろしいのですね。

【会 長】 ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】 その点、もう1回事業者のほうとも確認をいたします。事前にそれがなくしっかりと分析ができないということであれば追加をさせていただき、あるいは、例えば持ってきて説明の際にそれを閲覧することによって十分なお説明ができるということであれば、特に追加をしないということで。ただ、委員のご指摘のとおり、事業をしっかりと行うために、事業者と調整させていただいた上で、対応させていただければと思います。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

特別なければ、報告事項ですから了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料27「新宿区次世代育成支援に関する調査業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【子ども家庭課長】 それでは「新宿区次世代育成支援に関する調査業務の委託について」、報告いたします。

資料27、2ページをご覧ください。まず、事業の概要でございます。本調査は区民の子育て支援サービスの利用状況や、子どもや子育て家庭等の意識を把握するほか、教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握し、次期新宿区次世代育成支援計画、子ども子育て支援事業計画の策定に係る基礎資料とすることを目的としてございます。

対象といたしましては、就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学校5・6年生、小学校5・6年生の保護者、中学生、中学生の保護者、また、15歳から39歳までの者でございます。

事業内容でございますが、標本数といたしましては9,000人程度、抽出につきましては直近の住民基本台帳から対象者に掲げる年代・属性別に無作為に抽出するものでございます。

その他、調査目的等をご覧のとおりでございます。

最後に、調査期間につきましては、平成30年10月から11月のうちの3週間程度を予定しているものでございます。

次に、3ページをご覧ください。調査業務の委託についてです。委託先につきましては、現在、公募プロポーザル方式によりまして、7月20日の選定委員会におきまして決定する予定でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、氏名、住所、郵便番号でございます。具体的な作業といたしましては、委託の内容欄でございます。3番の宛名シールの貼付ということでございまして、子ども家庭課が用意いたしました宛名シールのほうに、個人情報を書いてございます宛名シールを、調査票を送る際の封筒や督促状、礼状はがきに貼付してもらう形となっております。また、宛名シールの引渡し、委託の開始及び期限でございますが、宛名シールの引渡しは10月中旬から下旬の予定でございます。

また、最後に受託事業者に行わせる情報の保護対策といたしましては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する、また、提供された情報は施錠できる金庫に保管すること、作業期間中は提供された情報を作業場台のみで取り扱うこととすること、また、個人情報に係る内容は電子媒体に入力させないこととでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。処理させる情報項目は、氏名、住所、郵便番号となっていて、これは調査票を送るときのことかと思うのですけれども、委託の内容を見ると、その後、調査票の入力、データ集計、分析があつて、調査の設問に対する回答も処理させる情報項目になるのではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【子ども家庭課】無記名の状態での回答内容も入力させます。今回、取り扱わせる個人情報につきましては、氏名、住所、郵便番号ということで、こちらのほうに記載させていただいたものでございます。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】ということは、調査票のほうには個人が特定できるような記載は求めないとなっているわけですね。

【子ども家庭課】はい、そのとおりでございます。

【三雲委員】結構です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件も報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

それでは、ちょっと時間がありますので、事務局のほうでお話があるようですが、特に本日のことについて何かご意見があれば、今、時間があるのでお聞きしますけれども、ないようでしたら事務局のほうから、今後の審議についてご提案というかご説明があるので、お話を聞きたいのですが、よろしいですか。その前に、何か皆さんからあればお聞きしますが、よろしゅうございますか。それでは、事務局のほうから。何かご意見があればどうぞ。

【区政情報課長】一旦、審議ということではこちらで終了ということで。ご退席いただく委員についてはよろしくお願いたします。

【会 長】それでは、本日の審議会は以上をもちまして閉会とします。なお、事務局のほうからご発言があれば、どうぞ。

【区政情報課長】少しだけお時間を頂戴いたしまして、今後の審議会の進め方について若干お諮りをしたいことがございます。

現在、本審議会につきましては、区の個人情報保護条例に基づきまして外部提供ですとか目的外ですとか、諮問、報告をさせていただいてございます。近年、こちらに付議をさせていただく案件ですとか、それから事業自体がかなり複雑化、高度化ということもございまして、審議に時間を要するものも増えてきています。逆に、ご報告をさせていただいて終わるというものも同時にございますけれども、そういった状況がございます。

そういう中で、非常に高いレベルでご審議いただいているこの水準を維持させていただきたいと考えていまして、例えば、案件の種類によっては報告の仕方を、例えば資料のみの報告にさせていただき、例えば一括説明をして、まとめてご質疑をいただくというような工夫ができる案件も、場合によってはあるのではないかと考えているところでございます。

特に、業務委託につきましては、今、説明したアンケート調査で無記名を前提にしているようなアンケート業務は、かなり各庁内でも多いものでございまして、パターンが決まっている定型的な業務委託に限って、そういったものについては、場合によっては報告の仕方を工夫するというものもあるのではないかとということで。

今後、当日の審議会の中で、こういったものは報告の仕方を工夫できるのではないかとすることを、その都度、委員の皆様と共有できたらなと考えているところで、まずはその予

告といたしますか、方向性についてお話をさせていただきたいと思って、ご発言をお許しいたきました。

本日の次第をご覧いただきまして、例えば本日の案件の中では、資料16、スポーツセンターの指定管理、これは業務委託に類似する指定管理の業務なのですが、重要な変更については当然今までどおりのご報告になろうかと思いますが、一度審議会のほうで既にご了承いただいているものの些細な変更該当するような場合ですとか、今、ご説明した資料27の無記名を前提にした回答の封入封緘や、自由意見欄の入力というものについては、報告を全くしないわけではなくて、紙面のみの報告とさせていただいたり、場合によっては一括説明で一括質問のような工夫もあるのかなど、今の時点で考えているところでございます。

すぐにどうこうということではございませんけれども、今後、お時間がある会の中で、1つずつ確認をさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】この問題は昨年ぐらいから、改善したいと事務局のほうで何度か打ち合わせ会議をして、その過程の中ではこういう場合というのはいろいろ出たのですけれども、一気にルール化するというのは、そのルールを厳密に決めないとややこしくなりますので、例えば、今日みたいなものを、今、ご指摘のあった2つぐらい。次回からは、まだ考えていないのですけれども、何回かやっているうちにこういう場合は今後はどうしようという検討ができれば。事例を皆さんに理解していただいたほうがいいので、その会議に出た案件で、今後似たようなものが出たときは、書面だけの報告にさせていただきますよと。書面の報告だといっても、ご質問が出れば、それに対応する体制をとらないといけないので、それはそれで構わないのですけれども、今のご指摘の16については、多分、1、2、質問があったと思うのですけれども、ご質問を聞いていて特別すごい質問でもなくて確認程度だったと思うので、そういうのが出れば、その場で対応できるような体制を組んでおくとか、何か方法を考えて、審議時間をちょっと短縮したいというのが。目的は審議時間の短縮です。30分超過したのが何度も続いていたので、何とか時間内に終わらせたいというのが希望でして、それでも今みたいな簡単な報告でやろうとしても、何か問題が出れば、それはちゃんと審議の対象にするという前提で、今後、その会の都度こういう案件は、場合によっては今後という提案をさせていただきます。ということで考えておりますので、ご意見がございましたら、今日だけではなくてご意見をお寄せいただければ、皆さんの審議の進行に役立ちますので、ご検討、ご協力をお願いします。

何か、今の件でご質問、ご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】趣旨は全くそのとおりだと思います。ただ、先程の資料16の件は、些細な変更とおっしゃったのですけれども、なぜあの情報が必要かという質問をして、実は本当は法的に見て、最初のタイミングで収集する必要のない情報を収集していて、後でスムーズになるだろうからという予測のもとで、全員のものを集めているわけですよね。厳密に言ってしまうと、これは条例的に集めていい場合なのかどうかというのは疑問があると思うのです。些細な変更のように思えても、実はそうではないものも結構あったりするので、その辺りについては一応のご説明をいただいて、質疑も応じていただいたほうが、場合によっては見落としがないのかなと思います。

【会 長】資料16については、実は昨日も打ち合わせしまして。これは落とせるかなという打ち合わせをしたのですけれども、今日聞いていて、生年月日があるのですね、あれ。実は、きのうは年月日の日だけはいらぬのではないのという議論をしたのですけれども、今日聞いていて、ああそうかと。些細なという中に、個人を特定できる項目の変更・追加は、やはりまじりかたかなと。今日のは、たまたま生年月日が入っていましたよね。だから、16はおっしゃるとおり、些細なというようにしないほうがいいのかと。生年月日ですからね。氏名、住所、生年月日ももう登録されることになっているファイルの中で、何か連絡先の電話番号とか、ちょっと分かりませんが、メールを今度書いてもらうとか、その程度ならいいのかもしれませんが。今日のは、生年月日があったから16はちょっと考えたほうがいいですね。些細なというのをどういうふうに判断するかということ。個人を特定できそうな項目については、それは些細なと、考えないほうがいいと。川村委員。

【川村委員】私も、三雲委員と同様の意見なのですけれども、会長や副会長、事務局のほうで些細かどうかという判断はしてというお話ですけれども、やはり個々の報告事項、諮問事項を通じてそうですけれども、事務局や会長、副会長が些細と判断したのもでも個人情報保護という観点から大事だということは当然あるわけであって、全体の質疑を効率的にやるということについては賛成ではありますけれども、そこは慎重であってしかりかなと思います。

もっと言うと、資料は直前にしか来ないのですね。前の日とかに来てそれを見て、些細かどうかと我々も判断できないですね。もし、そういう審議の効率化をするということであれば、資料はもっと事前に欲しいですし、そうすれば事前にその担当課や所管にこれはどういうことでしょうかということも、各委員の皆さんが聞くのも可能かもしれないですし、その点での改善がむしろ欲しいのかなとは思っています。審議会の回数は決まっているのかもしれませんが、必要であれば、年度末には予備日というものもありますけれども、必要であれば回数を増

やすということも含めて、やはり個人情報保護という大事なことの審議をするわけですので、効率化ということと同時に、審議をちゃんと保障するということをぜひしていただきたいなと思います。

【会長】ご意見は分かっています。今の、最後の27なのですけれども、一番これが最初に問題になるのですよね。封入封緘といって、ラベルを区で作って、作ったラベルと封筒と内容物を渡して封入封緘して、ぽっと出してもらおうという作業があるのですよ。これも全部口頭説明を受けながら、今、やっているわけですよね。こんなものは、ラベルを渡すだけのことなのですよ。ラベルと封筒と封入物を渡して、業者に発送してもらおうというだけのこと。口頭説明まで受けてご質問ありますか、なんて。例えば、委託業者がどういう種類の問題かというのはあるのですよね。ただ、そうでないのにそんなことまで時間かけていることは、ないのではないかと。こういうことでこういう業者に封入封緘を頼みますよと。ラベルを渡すだけで、それ以上、個人情報を向こうに処理させるわけではないですよという、こういうのまで口頭説明。だから、どこまで広げるかは大変問題なのですけれども、そういう簡単なものがあることをご理解いただいて、本当に初歩的には、そういうものから変えていこうかなということを考えていると。

皆さんがおっしゃっていることはよく分かっています、審議が不十分になってはいけないと思いますので、あまり急いでやる気はないのですね。だけど今みたいに、まず封入封緘のラベル渡す分だけは、すぐにでもやろうみたいに思っています、そういう絶対、皆さんから異論が出ないなというものから選んでいきたいと思っていますので、その都度、皆様の意見を聞きながら進めたいと。事務局。

【区政情報課長】些細なというふうに申し上げてしまったので、その辺はちょっと訂正させていただきます。会長からもありましたように、こちら側が一方的に決めるのではなく、皆さんのご意見ですとか、一番合意がとれるようなものからということと、あと、ご指摘がありましたように資料の送付についてはなるべく早目に送るように、これからも努力をさせていただきますと思います。

【会長】ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】私も、今、お話が出ていたような、この審議会の効率化という方向性は賛成でございます。些細なとか言葉のあれであって、その辺は事務局、会長、副会長ときちんと議論していただいて、かといってそれを全て出さないという話ではないわけですから、そういう形で必要に応じて、質疑があるときはそれ以上でもやっていただくということが前提でございます。

すので、ぜひその辺は時間をかけて慎重に検討していただきたいと思います。

それと、資料を早目に出していただきたいというのは確かに希望がありますので、その辺も1つ、どうしても間に合わないケースもあるでしょうけれども早目に出していただきたい。なぜかと申しますと、やはり審議の効率化の中に、私はこの個人情報以外の質疑が結構入っているなというのがあるのですね。事業内容についての質疑が結構出ているなというのがあるのです。ですから、資料を早目にいただければ、委員の皆様それぞれの担当課なり課長のほうに、事業概要は最低限知らなくて個人情報の議論をできないというのも確かでございますので、その辺は事前にやっておくという時間もいただければ効率化にも繋がるのかなと思います。

【会 長】事業の概要につきましては、実は私が頼んで書いてもらうようにしたのです。前はこんなものなかったのです。2ページ目。一般の我々には分からないのですよ。区議の議員の方々は、事業についてどういう問題がなっているかをほぼご存じなのですよね。それがここへ返ってくるので、事業がどんなことをしているか関係なくすぐ分かるのですが、我々が出されたものがどんなことなのか、何でこんなことが出てきているのか分からないということがあって、こんなに詳しく説明するかどうかはともかくとしまして、事業は一応説明してくださいということです。それが1つ。

それから、書面報告みたいにしたらどうかということを今、我々議論しているのですけれども、担当者を傍聴席のほうへ控えておいていただいて、事務局のほうで2、3行になると思いますけれども、これはこうですよと書面で簡単に報告していただいて、問題がなければそれで了承なら了承をとるのですけれども、これについて質問があれば、誰かに対応できるようにさせておけばいいのではないかと考えております。皆さんにも何か意見がありましたら、ぜひ遠慮なくご発言いただきたい。鍋島委員。

【鍋島委員】今回の警察へのことで分かったのですけれども、警察だから信用するというような発言がありましたよね。それで、たまたまうちに警視庁ですということで電話がかかってきまして、確認するのですね。あなたの住所はこれですか、名前はこれですか、それから電話番号はお宅ですかとか。変だなと思って、担当の上の人にかわってくださいと言ったら、警察のほうで押収した名簿とかNTTの名簿でかけているのだけれども、それが确实かどうか分からないので確認させてもらっていますというのですね。私は今回があったからちょっと思って、区のもの flowed のかなと思ったもので聞いたのですね。ですから、やはりそれは都か国か分かりませんが、こういうところを通して情報をそこに出したのか分からないのですけれども、そういうことを警視庁がしていますので、今日は時間がないから言いませんでしたけれども、

私もこの出したものについて、警察だけではなくて各機関で本当に丁寧に扱ってほしいということを行わないとだめだなと思って。簡略化するのにも、東京都だから、新宿区の行政機関だから、警察だからというところで判断をしていただきたくないなど。些細ではないのです。すごくびっくりしたことがこの期間に起こってしまい、私たちの団体でもこれは何よという感じでしたから。お願いいたします。

【会 長】特殊詐欺の問題について、警察権力に対する警戒心が皆さんは強かったということは正常だと思っていて、賛成と反対と、それから棄権も出たということは私は正常だと思っていますので。むしろ、この審議会は機能しているなと思っていますので、今後とも何かありましたら、皆さん、意見はご自由に。本当に忌憚なく発言されたらいいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。先程から出ている審議の促進については、今日だけではないので。次回でまず削るということはやりませんので、こういうのを対象にしたいねという形で何回か続けまして、本当に簡略に済みそうなものを選ぶつもりでいますので。次回もこういうところで。川村委員。

【川村委員】言い忘れてしまうので発言しますけれども、1つ、資料を早目というお話。これは区政情報課だけの問題ではなくて、結局、今日も報告漏れがありましたというのが、この間何件かあって、今になってすみませんみたいなお話があるのですけれども、あまりそこがたがた言うてしようがないなと思ってあまり指摘はしていないのですけれども、結局、個人情報ここをここにかけなければいけないですよというのを、それぞれの事業課のほうでちゃんと認識していただいて、前もってそういった資料も含めて、日常業務の中でなかなか大変だとは思いますが、やはり区政情報課のほうで、それは本当に啓発していかないといけないなと思いますので、大変かと思うのですけれども、そういうふうにしていただきつつ、ぜひ効率化できるものであれば進めていただきたいと思います。

あと、事前に早目に資料をいただけるという前提なのですけれども、例えば項目の中で、これについては紙面での報告にしたいみたいなものがあれば、ここで議論というよりも、事前に分かれば、これは質疑する必要があるよとか、いろいろなことが意見としてお伝えできると思いますので、そういったことも工夫していただきたいなと思います。

【会 長】考えるほうがいいと思います。

では、今日はこの程度にしまして、審議会は先程終了しましたけれども、次回のことについて事務局のほうから。

【区政情報課長】次回の審議会ですが、9月になります。9月6日の木曜日、午後2時からということで予定してございます。場所については同じ、第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】本日も長時間、どうもありがとうございました。次回もよろしくお願い申し上げます。

午後3時52分閉会